5　なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月１日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第１を準用する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

口蹄疫防疫指針第２を準用する。

第３　異常家畜の発見及び検査の実施

１　家畜の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、アフリカ豚コレラの類症疾病である豚コレラを疑う症状を呈している家畜を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成18年３月31日農林水産大臣公表。以下「豚コレラ防疫指針」という。）に基づき対応する。

２　検体の送付

⑴　都道府県は、豚コレラ防疫指針第２の１の⑸による病性鑑定におけるウイルス学的検査（遺伝子検査、蛍光抗体法による抗原検査及びウイルス分離検査をいう。以下同じ。）の結果、豚コレラの感染が否定された場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡家畜の扁桃（へん）、脾臓（ひ）及び腎臓）を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、ウイルス学的検査の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

⑵　都道府県は、⑴により検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

①　飼養家畜の過去22日間の移動履歴

②　当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲

ア　獣医師及び人工授精師

イ　家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両

③　堆肥の出荷先

⑶　都道府県は、⑴により検体の送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

①　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた家畜

イ　採取された精液及び受精卵

ウ　家畜の死体

エ　敷料、飼料、排せつ物等

オ　家畜飼養器具

②　当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③　当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

３　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２により検体を動物衛生研究所に送付した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

⑴　当該農場における畜舎等の配置の把握

⑵　周辺農場における家畜の飼養状況の整理

⑶　家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保

⑷　患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設（焼却施設又は化製処理施設をいう。以下同じ。）の確保

⑸　消毒ポイントの設置場所の検討

⑹　当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

４　その他

２及び３の措置は、家畜の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第４　病性の判定

１　病性の判定方法

⑴　農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

①　病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究所が行う次の検査の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、アフリカ豚コレラの発生が続発しており、病変部位の写真からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

ア　遺伝子検査

イ　血清抗体検査

ウ　蛍光抗体法による抗原検査

②　①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行うウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

⑵　病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

２　患畜及び疑似患畜

病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。

⑴　患畜

①　ウイルス分離検査により、アフリカ豚コレラウイルスが分離された家畜

②　アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査によりアフリカ豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

③　アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚コレラに対する抗体が検出された家畜

④　アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、蛍光抗体法による抗原検査によりアフリカ豚コレラウイルスの抗原が検出された家畜

⑵　疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている家畜

②　発生が続発している場合において、アフリカ豚コレラの臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③　患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜

④　疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜

⑤　疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って７日目の日前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第５　病性判定時の措置

口蹄疫防疫指針第５を準用する。

第６　発生農場における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）

口蹄疫防疫指針第６を準用する。

第７　通行の制限（法第15条）

口蹄疫防疫指針第７を準用する。

第８　移動制限区域の設定（法第32条）

１　移動制限区域の設定

⑴　移動制限区域

①　都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であってもアフリカ豚コレラである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。